

食品表示法案の差止請求権を 実効性のあるものに！

(適格消費者団体の差止請求権)

第十一条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品の名称、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量若しくは熱量又は原産地について著しく事実と相違する表示をする行為を現に行い、又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該食品に関して著しく事実と相違する表示を行った旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

現実に役立つものとするため、次の工夫が必要！

立証責任を実質的に転換すること

- 食品の製造・販売を業とする者ではない適格消費者団体が、食品表示の真偽について詳細に立証をすることは困難です。
- 食品関連事業者が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を提出しないときは、原則として「著しく事実と相違する表示」があったものと同様の取り扱いがなされるよう工夫すべきです。

国や地方公共団体、独立行政法人等公共の機関の協力

- 食品の表示項目が食品表示基準に違反しているか、著しく事実と相違しているか、を判断するためには、相応の検査が必要ですが、現在の適格消費者団体を含む消費者団体に、そのための高価な設備を備えることは期待できません。
- 適格消費者団体が、差止請求権を行使するにあたって、保健所やFAMIC等、食品に関する検査機能を有する公的機関に対して、検査等の協力を要請できるように工夫すべきです。

適格消費者団体に対する財政的支援

- 食品表示の真偽の検討においては、対象食品を入手し各種分析をしなければならず、契約書内容の検討等と比べても遙かにコストがかかります。
- 差止請求権の円滑な行使により食品表示の適正を確保することは、消費者の利益増進と消費者の需要に即した食品生産の振興に寄与し、国民全体の利益に繋がるのですから、適格消費者団体が制度を活用するために必要な費用について財政的支援を受けられるよう工夫すべきです。